

第6回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成22年4月14日（水）18時30分から20時32分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合2階大会議室
- 3 委員出欠 出席 20人
 - ・出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、小林秀行（副会長）、佐藤由朗、
嶋田一夫、田中一枝、野中勇一、馬部昭二、増田雅則（会長）、
町田宇平、矢田部正照、野納敏展、山本益雄、浜三昭（副会長）、
内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、高畑智一、長岡博之
 - ※ 委員辞任 長谷川孝治
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、山本幸正、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英
JFEエンジニアリング株式会社
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 2人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱の一部改正について
 - (2) 第1回地元協議会施設見学会の結果について
 - (3) 新ごみ処理施設建設ニュースについて
- 3 協議事項
 - ・今後のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱

【資料2】 地元協議会施設見学会

【資料3】新ごみ処理施設建設ニュース

【資料4】今後のスケジュール

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : ①4月1日付け、ふじみ衛生組合人事異動の紹介（山本幸正、飯高秀男、和田良英、浦野博美）

②三鷹市公募委員：長谷川孝治委員の辞任紹介

【配付資料確認】

会 長 : 今年度初めての第6回ふじみ衛生組合地元協議会を開催します。
議事を進めるに当たって、意見・質問のある方は、まず挙手をして、会長の指名の後、発言する、このルールを守っていただくようお願いいたします。

2 報告事項

(1) ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱の一部改正について

事務局 : 資料1を参照ください。裏面の「庶務」規定の第8条の2項に、「地域住民の委員には、費用弁償することができる」と、追記しました。本件については、今後、施設運営にかかわる重要案件となる公害防止協定について、協議を進めていきます。そうしたところで、委員各位は地元協議会に出席し、その後所属団体に戻り、それぞれが報告・連絡調整等を行っていくと思われまふ。そういった部分で経費的な負担を支援、軽減させていただくというところで、委員の交通費や、自治会の連絡調整等に係る経費について、事務局サイドで検討させていただき、地元協議会に出席するごとに1回当たり1,500円程度が適当ではないかと考えました。今地元協議会では、出席委員にこれで了承をいただければ、今協議会も含め、出席者に現金でお渡ししたいと考えています。

会 長 : 費用弁償を、これから出席委員の皆さんに毎回すると、こういう案件です。よろしいでしょうか。この改正要綱は、4月1日施行ということ

なので、本日から実施されます。

(2) 第1回地元協議会施設見学会の結果について

事務局 : 平成22年2月26日に上尾市西貝塚環境センターを見学し、市民委員は11名の参加がありました。

以下、上尾市から説明があった内容をまとめたもので、資料2の4番目の「施設の概要」について、「処理対象人口」は、22万6,000人で、ふじみは39万3,700人余りの予定ですが、比較するとかなり少ない人口となっています。

建物概要は、煙突の高さ80メートルとなっています。これは周辺の住民の意見で、なるべく高くとの要望を受けて80メートルにしたとのことです。

5番の焼却対象ごみで、可燃ごみ、プラスチックごみということですが、プラスチックも焼却しているそうです。

それから、5(1)の⑤「熱エネルギー利用」で2,080キロワットとありますが、これについては高圧でなく、一般の配電線の関係で、この容量にしたということでした。

裏面を見ると、5の「施設の公害防止基準値」も資料で説明をされたのでここに掲載しました。後ほど、ご覧いただきたいと思います。

6番目の「施設の基本方針」ですが、この地域は、荒川のスーパー堤防の予定地になっていて、その整備事業を活用して整備をしたそうです。まず、(2)の「公害防止の充実した施設」ということで、排ガス規制の特に厳しい基準値のほかに白煙防止装置をつけております。悪臭対策についても、負圧にするとか、いろんな対策を講じているということでした。

7番に質疑応答を、列挙しています。前段が事前に質問項目を先方に渡したものです。後段が当日の質疑応答です。

地元協議会について、公害防止など地元住民との協定はあるかと、協議会の構成、開催回数などをお尋ねし、公害防止基準値については、要望書に対する回答という中で提示したということでした。

それから、協議会のほうですが、この西貝塚環境センターのほうの連絡協議会ということで、建設、運営の協議。稼働後は稼働報告2回を含

む年三、四回開いているということで、委員が15名ぐらいいるということですが。

それから、最後のほうに図面がありますが、さいたま市と隣接したところに西貝塚環境センターが所在しているのですが、そのさいたま市と上尾市の境にありまして、西貝塚環境センターの施設そのものは、さいたま市のほうへ入っていると。さいたま市のほうは、逆に駐車場が上尾市のほうに食い込んでいますけども、ここには区域として実線で太く書いている区域が西貝塚環境センターの区域です。このように行政境にあるということで、反対側、さいたま市側の住民要望等もあったようで、その辺の合同会議があるということで、隣接して設置されている、さいたま市の焼却場である西部環境センターと西貝塚環境センターに係る合同対策協議会というものもあるようです。そして、半径500メートルの範囲内の自治会役員で構成しているということで、全体的には年3回の合同会議と西貝塚単独の会議と両方あるということです。稼働報告という同じような報告をしているということです。

それから、(2)の「情報公開について」広報誌、電光掲示板、モニタリング等に関する住民の参加度合いはどうかということで質問していますが、「広報あげお」に分別ごみ減量の記事を随時掲載しているということで、ここは上尾市の単独施設ですので、上尾市でやっているということです。

それから、電光掲示板については、工場棟内見学者通路に設置して、排ガスの測定結果については、協議会のほうに定期的に報告しているということです。

モニタリングについては、地元協議会の役員が工場内立ち入り調査を実施しているというようなことです。

(3)の突発的な事故について、これについては過去に大きな事故はなかったということで、回答の下のほうの黒丸の点に書いていますが、施設管理会社及び施設担当でおおむね復旧しているというようなことでした。

周辺住民の補償について、万一、そのようなことが起きた場合には、市が全面的に補償すべきものと考えているということです。

それから、焼却対象ごみで、先ほど言ったようにプラスチックを全量

燃やしているということです。プラが28%程度あるということでした。

(5)の炉の稼働について、炉の稼働については回答の2つ目にありますが、通常2炉運転で、1炉はメンテナンスで休んでいるということで、炉は3カ月運転、1カ月休炉が基本ローテーションということです。

発電について、発電効率は7~8%ということでした。ふじみでは17%ぐらい予定をしております。

ごみ減量については、目標として可燃ごみを平成22年度までに16年度比で20%減量するというのを目指していて、施設の延命化を図っていくというふうに考えているとのことでした。

家庭からの一般廃棄物の減量については、1人1日のごみの排出量、毎年1%ずつ減量するということとして、事業所からのものについては、平成22年度までに半減化するということでした。

当日の質疑応答に関しては、Qの2番目ですが、先ほど言った配置図で、この地区に2つの清掃工場があるが、地元への対応ややりとりはあるのかという質問をしまして、それに対しては、さいたま市の西部環境センターが先に建設されていると。そういうところで上尾市が後から建て替えられたということでした。

それで、さいたま市側の住民から煙突を高くという要望があったということで説明しましたが、80メートルにしたということです。また、3回目の建て替えはNOと言われているということで、すでに1回建て替えているので、もう1回の建て替えはNOと言われているというような意味合いです。東部地区へ移転するよう地元から言われているということです。

それから、ここでは直営の収集がありますので、清掃車の洗車場があり、悪臭等に対する苦情はどうかという質問がされていますが、その辺では、当然、洗車は汚水処理設備で処理していて、においについて、苦情はないが負圧にして中に吸い込む仕様にしてあるというようなことでした。

会 長 : 質疑がないので、3番目の報告事項に入ります。

(3) 新ごみ処理施設建設ニュースについて

事務局 : ふじみ衛生組合の情報発信の媒体として、新ごみ処理施設建設ニュー

スを配布しています。第1号が平成20年8月発行で、ほぼ毎月発行しているため、今月、4月には19号となります。配布エリアは、ふじみ衛生組合から半径500メートルの範囲です。地元協議会委員でも範囲外ということで配布されない方もいますが、今後、協議会開催の折に配りたいと考えています。

配布部数は三鷹市側が3,300軒、調布市側が900軒、合計で4,200軒、職員2人で、2日間で配布しています。

記事の内容は、ふじみ衛生組合の最新の動きや個々の事業の進捗状況、地元協議会の協議の状況や内容について、簡略にわかりやすく情報提供できるように努めています。

具体的に16号では、地元協議会で昨年11月4日以来、5回にわたって協議した新ごみ処理施設の建設工事の協定書、この特集で、15条からなっていた協定を11項目で簡略化しながら、わかりやすく特記し、協議会委員以外にも、先ほどの範囲内に配布しています。

17号では、新ごみ処理施設建設工事請負契約締結ということで、JFEエンジニアリングと工事契約を締結しましたが、その経過について書いています。

契約期間については、22年2月19日から25年3月31日まで。契約金額が、消費税を含んだ101億6,400万円ということで記事にしています。

建築物の高さの最高限度に関する特例の許可について、本施設の建設地域は調布都市計画に定める高度地区内における建築物の高さに関して最高限度が25メートルに定められていますと。そのため特例の許可の手続により、建物の高さも28メートルで許可がおりました。調布市長からの許可を受けた日が22年1月29日ということで、記事にしました。

最高限度に関する特例の許可を求める理由ということで、3番として6項目掲げております。主なものとしては、地下水の流れを阻害する部分の最小化。それと、黒丸点の3点目に周辺住民との民事調停条項に配慮ということです。周辺住民からの、高さ25メートルを超える部分を建築しないことを求める旨の申し立てに基づき、簡易裁判所の仲裁で、周辺住民とふじみ衛生組合との話し合いの結果、組合側が28メートル

まで高さを抑えることを検討し、高さ25メートルを超える部分の面積を極力小さくするという調停条項が相互で確認され、民事調停が成立したということで載せております。

18号は、新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定書について、地元協議会会長に署名、捺印いただき、それと20自治会の自治会長等の署名、捺印をいただき、2月26日にふじみ衛生組合管理者と締結したということで、このコピーは委員各位に既にお配りしたところです。

次に新ごみ処理施設整備の今後の予定を5項目ほど載せています。

1番目の運營業務委託契約については、エコサービスふじみ株式会社と平成22年3月31日付で契約を取り交わしました。

2番目に新ごみ処理施設建設地の土壌調査を実施ということで、裏面に地図が載っていますが、5月中旬から実施する予定です。

3番目。既存施設の解体工事の実施ということで、5月から7月に実施する予定ですが、これに対する入札は4月27日に予定しているところです。

4番目のふじみ衛生組合の事務所移転。これについては、5月17日から業務開始ということで、下に地図を書いています。現事務所より北側、三鷹市の第二体育館の南側になりますが、そこに既存の建物のほかに、新プレハブを建てて、5月17日から業務を開始するという予定です。

5番目としては、地元協議会の開催日程、本日ですが開催すると、このような記事を載せて、4,200軒の方々に配布しています。

今後とも地元協議会の様子や、ふじみ衛生組合の事業について、周辺の住民の皆様にはわかりやすくお知らせしたいと思っています。

会 長 : 本件につき、質問、ご意見等ありますか。

C 委員 : 前事務長と、現在の事務長からいろいろ話を聞いているが、疑問点や回答がない点について、4月12日の文書で現事務長に申し上げているから、詳細は言いません。ここでは3点ばかり質問したい。

1点目、なぜ地下7メートルにとどめたのか。三鷹市役所であるし、三鷹郵便局でも地下自動車道があるじゃないですか。船舶研究所40メートルの水槽があるじゃないですか。何で7メートル、とどめたのか。何遍聞いても正式な答えは返ってこない。

もう1件。環境評価の中で20年4月から今日まで、私は4度、東京都に環境評価を出している。それに対する回答は、前事務長と、現事務長が着任したから、私はそれなりに共存共栄でいきましょうという言葉で言ったが、我々、西側住民のところは6メートル離れた道路の向こうに住んでいるわけですよ。従って、住民として一番被害があるのが私たちです。

不燃処理施設、今日も、においが出てます。においは、こここのところ連日です。私のところは、東南の風が吹くと猛烈ににおいが来るわけです。平成7年の12月からずっとにおう。私は、レジオネラでやられているんですよ。3カ月、杏林病院に行きましたよ。だから、不燃施設から出ているにおいに間違いない。説明してください。

会 長 : 質問・意見はなるべく手短にお願いします。

C 委員 : いいじゃないですか。あなた、この間もそう言いましたね。

従って、杏林大学から武蔵野保健所へ行ったわけですよ。私の保養中の所のところへ調査に、私がかかったレジオネラというのは、私の保養中にいたレジオネラ菌と、その杏林大学の菌とDNAが違うというわけですよ。

会 長 : 今は、3つの資料に対する質問をいただいているところです。それに関連しない発言は控えていただけますか。

C 委員 : 今、説明してるんですから。じゃ、いいです。やめます。司会者がそういうことありますから、やめますけれども、詳しくはふじみの事務長に文書を出してあります。これだけは言わせてください。そのにおいは、東京都の環境局からふじみの事務局に指示が来ているわけですよ。要するに、周回路の自動車と悪臭とか、そういうものは負圧をかけて浄化して焼却して煙突に流したらいかがですかと、東京都の環境局の議事録に入っています。

そういうことで、一番被害を受けるのは私なんです。私たちの、オーナーも含めて7人。だから言ったのです。あなたたちは環境保全を最大限に努力してください、配慮してください。

会 長 : 今は、建設ニュースの質問について受け付けています。これについて何か質問はありますか。

C 委員 : それについて申し述べたのでありまして、今日は、ここにいろいろ書

いてあります。反対しているのは、あなただけですよというような文面が来たんですよ、ふじみから。だから、4月12日の文書を差し上げたんです。私は反対じゃないんですよ。私は被害を受けるのが嫌なんです。私たちの自治会としては、被害を受けたくない。だから、ふじみにも言ったでしょう。共存共栄でいきましょうと。お互いに譲歩すべきは譲歩します。やってくれるときは、じゃ、やってくださいよ。あんた一方的に語っているじゃないですか。できませんとか。

会 長 : 個人的な話はやめてください。

C 委員 : その、できませんということをしつかりと返答をいただきたい。これは委員の皆さんに、わかってもらいたい。

副会長 : 地下の関係ですが、こちらについては建設ニュースの17号、平成22年2月発行のところにも書いてありますように、地下8～10メートルに地下水の流れがあるため、ごみピットを除き、施設の地下部分については、深さ7メートルにしました、ということです。

2月18日に提案を含めた文書を受け取り、私どものほうで、事務長名で3月16日に返事をしたところです。その後、提案については、できない部分は、できませんということではっきり回答させていただき、その後、C委員さんからありましたように、新たに、4月12日付で、文書ももらっていますので、それについては、受けたばかりということなので、今見ているところです。

それから、におい等の対策につきましては、特に資源化施設のほうにつきましても、これまでも平成20年のオゾン脱臭装置をつける等、これまでもずっとやってきたのですけれども、今年度から東側建屋に集約をして、それが全部閉め切りの形で、いわゆる外置きを順次なくすということと、施設そのものについても、ピットに新たにシートシャッター、すぐに上げ下げができるシートシャッターで、それによってにおいを防止する。あるいは、噴霧、においを消す噴霧装置をつけるということで、それについては、また平成22年度のふじみ衛生組合の予算で可決をいただきましたので、よりにおいが出なくなるような形で現在進めているところです。

会 長 : 資料3についてほかに質問は。

G 委員 : ふじみ建設ニュースの配布範囲ですが、500メートルということだ

が、もっと広めてほしいと思っています。環境アセスでも排ガスが、100メートルの煙突から出て、1.2メートルの風が吹いたときの最大濃度が出るのは700メートル先というふうになっているので、500メートルだけという対象よりは広げていただきたいと思います。

事務局 : 私どもでは半径をふじみの敷地境から500メートルということで円を書いて、きっちりと切ってやっていますが、そこにかかる自治会の方々と、ご要望があればということで若干広めて、配っているという箇所がありますし、それより広い区域については、別途回覧でやるという要望に基づいて、やらせてもらっております。また、要望があれば出前の説明等もお伺いするという事は考えておりますので、個別に対応させていただければと思います。

G 委員 : 結局、配布をするということですか。要望すれば、配布するということですね。

事務局 : 現在、自治会の区域で、500メートルを基準にしながら、同一自治会でかかっていない区域も含めて配布していますが、遠くの離れたところについては、別途説明という形で対応させていただきたいと思います。現体制の中で、個別対応できればと思います。

G 委員 : 非常に配布数が多くなるので大変だと思うが、住民一人一人に説明をするのは、自治会としても少しタイムラグが出てきたりします。また、回覧でもなかなか難しいところがあります。従って、私どもの自治会ではふじみに特にお願いして、説明会を開催しようとお願しているところですが、いろんな状況を説明しておくということが非常に重要だろうと思う。このニュースは非常にいいなというふうに思っています。これから違った意味のご意見といたしますか、住民の意見も出てくるかと思えますけども、そういうのを説明しておかないと。特に、風向きが往々にして北風が多い地域ですので、環境アセスの中でも調べられていますが、意外と近いところより少し遠いところのほうが大気汚染の影響が出るとされています。測定値のわずかな差の問題でしょうけども、そういうことがあるので、その辺のところも配慮して配布範囲を広げていただきたい。地元協議会の中での要望ということでお願いします。

副会長 : 今、要望がありましたので、こちらのほうも、事務手続の部分もありますが、できるだけ、なるべくいい方向で、次回までにこういう形では

いかがですかということで、提案させていただければと思います。

会 長 : 今のG委員の提案に対しては、事務局側で検討の上、対応策をとるということにさせていただきます。

3 協議事項

・今後のスケジュールについて

事務局 : 資料4「ふじみ衛生組合地元協議会協議スケジュール(案)」をご覧ください。事務局案をつくりました。今後、22年度から25年度の稼働までのスケジュールを今ここで挙げています。

22年度については、新ごみ処理施設の整備内容ということになりますが、現在、施設等については実施設計中ですが、それが固まってきましたので、そのような内容を説明させてもらうということと、公害防止協定の全体的なところでの骨子的な概要です。今後その概要に従って一つ一つ協議を進めていくということになります。

最初に、交通安全対策、それから地域環境保全及び公害防止対策ということを22年度は考えています。22年度には、新ごみ処理施設のほうは5月から7月で、現施設の解体をして、8月に工事着工をするという運びになります。

次に23年度は、22年度に引き続き地域環境保全及び公害防止対策については、項目がかなり多くなると思うので、23年度も引き続きということになるかと思います。

情報公開、それから施設に異常が発生したときの措置ということです。

23年度の後半のほうには、公害防止協定として、まとめのほうに入らせてもらえればと思います。

24年度は、そのまとめを引継いで、協議をしていくということで、右の欄に新ごみ処理施設試運転を10月から予定していますが、それまでには協定を締結させたいと思っています。その協定内容に基づき試運転をするということで考えています。

それから、監視システムの確認等々もありますが、その辺を24年度に、その締結した後の監視システムをどのようにしていくのかというような確認をしていきたいと、このように考えています。

25年度には施設の本格稼働ということになって、それ以降は定期的

な報告ということで地元協議会を年何回開催するのか、それらについても監視システムの確認というものを含めながら、協定締結に向けた内容の中で議論をしたいと思います。

平成22年度の地元協議会、具体的にはどのように考えているかということですが、6月に入りますと実施設計等ができてきますので、施設の内容を細かに説明させていただきたいと思います。

そして、8月に入りますと、公害防止協定概要案と交通計画と安全対策、緑化計画等々を具体的に提案させていただくということです。

そして、11月には、その討議をするということで、やり方としては、最初にまず提案をさせていただくということで、提案の内容をよく説明をさせていただく。いろいろと地元の中でも協議があるかもしれませんが、それらを持ち帰っていただいて、その次の会に、その案件を討議するというので進めていきたいと思っています。

そして、その次の会の提案もそこですというような形で、11月には公害防止基準と自主規制値、それから地域環境保全等を提案させていただいて、2月には、それらの討議をするというような繰り返しでいくということで、場合によっては提案と同時に討議ということで、同じことを重ねていくこともあろうかと思いますが、大体進め方のパターンのものを示させてもらいました。進捗状況により、開催時期等々も含めて、皆様方と調整しながら進めていきたいと思います。

会 長 : 今年度は6回の予定ですから、2月に1回ぐらいのピッチで計画としては進めようと、ということだと思います。

2点目は、まずは事務局から提案があって、それについて、2カ月後ぐらいの協議会に、各委員のほかに、傘下にある自治会等の意見を集約して、この場に持ってきてと、こういうローテーションでいこうという提案だったかと思います。

C 委員 : 会長からふじみ衛生組合からの提案に対して云々という協議をしよう。この地元協議会というのは、ふじみ衛生組合からの提案ではなくても、委員の皆さんは各地域の推薦を受けてきているのだから、自治会の提案というものもあるはずで。円滑な推進じゃなくて、適切な運用を図るとか、こういうところはちょっと常識的におかしいのではないかという提案をしてもいいんじゃないですか。

会 長 : 言葉足らずだったが、我々委員からの提案は当然あってしかるべきと
考えています。

A 委員 : 地元の会合で意見を聞くと、施設の基本設計全体がどのように、どこ
で説明されるのか。また、それが示された以降、さまざまな要望があつ
た際に基本設計が、住民の要望で変更可能なのか。そういう疑問が、よ
く議論されます。そのことについて明解に、考えを示していただきたい。

C委員から、例えば地下7メートルの問題も出されたが、全体の高さ
の問題を含めて、基本設計上、もう変更不可能な部分については、もち
ろんあると思うが、細部についてのさまざまな要望はどういうふうに住
民の要求というのが入られるのか。これは、そこはゼロであれば、
我々は一体何を議論するのかという問題もある。もちろん公害、排水口、
運転以降のいろんな問題、議論、可能性があるわけですから、それはゼ
ロではありませんが、施設については、もうひとつ検討委員会もありま
す。だから、検討委員会がそういうものを全体として集約して、ここは
そういう問題は議論の対象にならないのかどうかという問題も多分ある
かもしれませんから、それらの議事について、お答えをいただきたい。

2つ目の問題は、先ほどC委員から貴重な意見があつた。一番周辺で、
私もずっと、例えば隣の施設の臭気の問題などは、いつから課題であつ
たかと考えると、住民の苦情として取り上げられているのは、もう数年
も前なのです。消臭液みたいなものを使ってにおいを防ぐとか、いろん
な段階があつたんだろうと思うが、私は、はっきり記憶していませんが、
とにかく随分前から臭気の問題はあつたと。

なおかつ、ことしの予算でも、その手当をしなければならないという
状況はあつたと。そういう問題を抱えていて、C委員のほうからいろん
な要望書が出されて、回答はしているようですが、全体の、C委員もこ
の場で意見として口頭で述べているわけですが、我々もそうした問題が、
少なくともこういう地元協議会の中で整理され、理解されていく必要が
あるのではないかと思つているわけです。私自身もどういう要望が出て
いるのかという問題もありますし、どう回答しているのかもわからない
わけです。そうしたことをつまびらかにしてもらって、一緒に考えたい
と思つているから、それはもちろん住民の要求って過剰な要求もあるだ
ろうし、正当な要求もあるだろうし、さまざまあるわけだから、そうし

た問題を我々としては、私としては地元協議会とそういう議論を本来すべき場所ではないかという気がしていますので、2つ目の問題としては、そのことについてどう考えているのかをお伺いしたい。

会 長 : 第1点、基本設計と、それをいつ住民にアナウンスされるのか。それについて変更の可能性はあるのか。

B 委員 : 基本的な設計の内容については、資料4、地元協議会協議スケジュール(案)にもあるとおり、6月に新ごみ処理施設の内容について、皆様に報告する予定です。

先ほど委員さんのほうからも市民検討会との役割の分担があるのかという視点で質問ありましたが、この設計内容すなわち施設の内容については、新ごみ処理施設整備市民検討会で基本的な部分をすでに固めておりますので、それに肉づけをしたものを6月に皆様に示させていただくこととなります。

基本的には、施設の内容については市民検討会で議論するものと、考えていただきたいと思います。そこで、この地元協議会で施設の内容を変えられないかという点ですが、変えられない部分は、一つは建物の形状そのものです。これについては、既にこの建物の形で特例の許可を取りましたので、今後、建物の形状についての変更は不可能です。

もう一つ、基本的な新ごみ処理施設の性能ですとかスペック、1日288トン燃やしますよ、排ガス基準についてはこうですよ、そういった基本的なスペック、これについても今から設計変更は不可能ですので、この地元協議会での議論というのは不可能だと考えています。

それでは、逆に言うと地元協議会で何ができるかということですが、例えば緑化計画とか、外構の計画とか、場合によっては、これは不燃施設との関係もありますが、車の搬入動線、周回の問題、そういった問題も総合的に、不燃ごみ処理施設の稼働にも差し障りがないような広い視点の中で、さらによい案があれば、そういったものは公害防止の視点等も含めて住民の皆様にも大きくかわりがあるので、変更が可能であると考えています。

C 委員 : B委員が高さについて28メートルは調布市長の承認を得たので、これは変えられない、こう言っているわけです。私たちは、関東ローム層というのは9メートルもあるのだから、3メートル下げたら、レベル下

げたらできるんじゃない。調布市長がいいか悪いかは、この辺は私も含めて25メートルに制限されているわけですよ。なぜ28メートル必要なのかといえば、下に下げられないからということだろうと思うのです。我々には25メートルだと言いながら、公共事業だから28メートルもいいと。

それで、しかも一番影響、将来的に、私のところは7時15分から、冬至の日ですよ、9時まで日が当たっていた。今度、8時45分に日影になるんですよ。3メートルもたいしたことないですけどね。近隣住民にはそういう高さを制限しながら、3メートル、簡単に下げられるのに、なぜ下げないんですか。

B 委員 : 高さについては、清原管理者が議会にも報告しているとおおり、1点目としては地下水への影響を極力避けたいということ。

2点目は建設工期の問題として、平成25年度稼働が絶対命題の中で、これ以上掘ることは建設工期の延長につながるということ。

3点目としては建設費の問題。これらを総合的に判断して、今回は7メートル下げて28メートルにしたものです。

C 委員 : 基本方針の中に、市民が参加することを求めます。いろいろ言ってるわけです。この前提は、都市の中でも、山の中でも、環境対策をちゃんとやりますと言っておきながら、基本方針の中に「経済的」と入っているんですよ。「経済的」が曲者なんです。環境よりも経済的に優先すると、今言いましたよ。今まで金がかかるといったのは、調布の環境部長と、もう1人いるんですよ、金がかかるからやらないというの。一番いけないのは、管理者ですよ。教育問題には、金はかける。ごみには、そんなに金はかけたくないとやっている。何ですか、今。お金がかかるって言いましたよ。

A 委員 : C委員、高さは前提になっているんですよ。

C 委員 : だから、おかしいって言っているんです。

会 長 : この件は打ち切ります。

G 委員 : 先ほどのA委員の第1点目の質問の回答の中で、結局変えられるものと変えられないものがあるということだが、特に炉の性能、キャパシティー、こういうものは変えられないと。これはよくわかる。ただ、排ガス基準も変えられないと言ったが、排ガスを決めるのは公害防止協定の中

ですよ、最終的には。公害防止協定でどう決めるかだから、それを先にか
このうのが決まっているから、公害防止協定もそれ以降に変更はでき
ないということになると、それは考え方として先走りだと思う。結果的
に同じかもしれないが。だから、そういう問題、特に環境に関するもの、
騒音であるとか、悪臭であるとか、こういうものを後になってやるから、
結局先ほどのC委員の苦悩につながっている。そういうものを先に考え
ておいて、そして設計をしないと、後ではやっぱりできないものがでて
くる。だから、環境に関する基本的内容を協議して、具体的な設計にか
かるべきではないか。

B 委員 : 新ごみ処理施設の基本的スペックについては市民検討会のほうで議論
いただいた、その集約が公害防止基準になっています。

この基準に基づき設計に入っているの、そこは最低ラインとして押
さえておいていただくということです。

あとは、何ができるかということ、例えば努力目標ですとか、稼働停止
の措置ですとか、そういったものについて基本的に地元協議会の要望を
踏まえる形でやっていきたい。また、測定の回数等についても、当然の
ことながら地元協議会の皆さんの意見を伺う、また監視の方法、そうい
ったものについては今後十分に協議できると思っておりますが、設計値に
ついては決まっているものというふうにご理解いただきたいと思います。

C 委員 : 建築計画のお知らせというのは12月1日に出したわけですよ。その
中で、中高層ビルの5条2項の規定を記入するというのを忘れていた
んです。私が注意したから、12月10日に初めて忘れまして訂正した。
要するに、私が質問しているのは、調布市条例による中高層ビルの紛争
に関する条例を掲示したから、ふじみの事務局にいろいろ質問している
わけです。何も答えられないじゃないですか、悪いけど。あなた、おか
しいですよ。

建築計画に対する質問を私はずっとしている。今言いましたね。調布
市と三鷹市の検討委員会が決めたことを前提にして、この協議会で話し
ます。おかしいじゃないですか。私は、調布市条例による建築計画の説
明に対する質問をずっとしているんですよ、ふじみに。今あなたが言い
ましたよね。この協議会では、検討委員会、私は知りませんよ、検討委
員会が何やったか。でも、薄々は知っていますよね。とっくに環境評価

を改定しなければいけないんです。それを検討委員会、できた後の環境評価をどうしようと、調布市と三鷹市の検討委員会でやっているんですよ。そんな検討委員会で決定したものを、なぜこの協議会で改定するんだ。おかしいじゃないですか。簡単な施設運営ができるとか、市民参加するとうまいこと言って、結局、私たちを犠牲にしているんですよ。

焼却炉の周りをぐるぐる、50台も、あんなところに駐車するんじゃないよ、中に入れろよなんて言われて、ぐるぐる回るような、そういう周回路をつくっている。

B 委員 : 市民検討会で協議された内容については、逐一広報やホームページ等にも掲載していますし、平成20年3月に新ごみ処理施設整備実施計画という1冊の冊子にして出しまして、その説明会等も開いております。この地元協議会におきましても、第1回のときに、この資料については配付して、皆様の目にとまっているはずですよ。

それで、市民検討会をもとにつくった設計のスペックについては、先ほど言いました公害防止の関係で言えば、絶対守らなければいけない基準です。我々が焼却場を運転するに当たっては、守らなければいけない基準ぎりぎりでも運転するわけではありません。さらに余裕を持ったというか、さらにいい方向で運転していく。例えば、ダイオキシンであれば、0.1という基準が今回ありますけれども、0.1ぎりぎりでも運転するのではなく、実際には例えば、もう1けた少ない0.01とかで運転していくわけですから、絶対守らなければいけない基準は変えられませんが、排ガス等についてさらに環境に優しいような運転にしてくださいというような努力目標的なもの、こういったものであれば結べるわけですから、全く何もできないということではありませんので、今後、地元協議会の皆様と、その辺について詰めていきたいということです。

会 長 : そういう回答でよかったのかと思うのですが、変えられないものは、もう変えられないのですよね。この議論は、もうしようがないと思うんですが。

B 委員 : 設計値については変えられないです。

会 長 : 努力目標はあると。だから、例えば地元協議会で、ダイオキシンを0.05にどうかと。目標値としてやってくれというようなことがあれば、それは受けましょうということだと思ってしまうので、そういうことでの理解でよ

ろしいか。

- G 委員 : 基本的には、それでいいと思いますが、考え方・協議の進め方に疑問があります。要するに、地元協議会というのは、環境に関することを協議するというのが第1項に入っています。地域環境、それから公害防止。協議するということになっているのに「公害防止の数値は既に説明済み、設計済みで変えられない」という言い方だから、それはおかしいんじゃないのと言いたい。軸足というか、順番というか、そういうことで言ったわけなので、数値については一生懸命やられて検討しているんだろうと思う。ただ、それにしても環境に関することについては、こういういろんな問題が出るかもしれない。例えば、20年前の炉にはダイオキシン規制はなかったですよ。そういう問題について、この場で協議することでしょう。公害防止の数値を変えられるんですかという話をしたら変えられないというから、それは運営する事務局の考え方として、おかしいんじゃないかなと思う。この協議会というものを、「住民自治会のガス抜き場」というふうに考えてもらっているんだしたら、違いますよ。

2回目の回答については納得したので、その辺は了解しました。

- C 委員 : 1点目はおいを出さないでくださいよと。それから、ぐるぐる回るような周回路をつくって、待機駐車場化する周回路はやめてくださいよ。そういうものは全部、できれば高井戸や井草は、全部管理棟と煙突だけです。あと、全部地下ですからね。そうやってくださいよと。それ、できないです。できない理由は何だと。何もないわけです。技術的に可能、土質的にも可能、武蔵野礫層も可能。武蔵野礫層というのは10メートル以下に、どこを掘ったって出てくる。みんな迂回して、ここだったら東南にみんな流れて、迂回して流れてくるんですよ。それができないと言った、彼はできないと言った。そしたら、できると最近、技術的にも可能ですと。さっき言ったように、要するに金がかかる、工期が長引く、それだけです。我々の周りを環境保全してください。少なくとも、近隣の環境保全に最大限の力を尽くすという、それをやってください。それもやらない。だから、私たちは東京都に今までの資料を全部送ったんですよ。そうしたら、東京都は議事録に書いた。周回路とか、そういうものを、あるいはおいを、全部負圧をかけて遮断して浄化して焼却して煙突に流せというの、議事録に書いてあるんです、ちゃんと。

会 長 : ちょっとよろしいですか。今の話は、もう結論が出てるんですよ。それは、もう言わないでください。

C 委員 : 黙って、説明聞いてくださいよ。ふじみは私に、入庫・出庫のときから、これでいいですか、知らない。周りについても、においを出さないようにしてくださいと、いろいろ提案はしているんですよ。だめだったら、もう地下にしてください。そういうことを言っているんです。

会 長 : 今の話は、A委員の2番目の話と関係するので、まだしておりません。

C 委員 : だから。

会 長 : 黙ってください。もう発言はとめてください。

C 委員 : だから、1回、2回、3回もこの調子ですよ。

会 長 : A委員の発言につきまして、とめてくださいね。

においの問題について、整理できてないんじゃないですかという指摘ですね。そういうことでよろしいですか。

A 委員 : 2番目の問題は、においのことを問題に取り上げましたが、周辺の全体の状況は、私らもどういう問題があって、どう答えているのか。C委員の話によると、ふじみ事務長が3月16日に回答しましたとか、その後出たやつには、また4月、今、回答どうするか、質問書を見ているという話がありましたが、そういう問題は、ここのテーマじゃないかと思っているんです。我々にも、その情報というのは共有されて議論されれば、もう少し全体の中で、どういうこととして考えるのかと、どこかに、落ちなきゃいけないわけです。

だから、そういう問題は、我々も理解したいと思っているが、それは事務局側はどう考えているのかと。そういう問題について、文書じゃなくて、ここで回答して議論したらどうでしょうかと。方法はいろいろあるんだろうけれども。

環境影響評価の問題もさることながら、事務局側はどう考えているのかと聞きたかったのです。聞いた上で、どうしてほしいかという要望ももちろんあるかもしれませんが、それでいいんじゃないかと考えるのかもしれません。そういうことを、2つ目の問題は申し上げたわけです。

会 長 : 今まさに、その工事を進めていると思うので、そのことをひっくるめて事務局のほうから回答をいただけますか。

副会長 : 今、大切なそういう意見があったということで、文書をいただいた自

治会の代表者に返事をしたというのが、3月ということになっています。逆に、皆さんのほうで、もちろん文書をいただいた方がオーケーでなければいけないのですけれども、そういう資料提供ということが、皆さんの合意の中であれば、それはもちろん当然可能だと思いますので。

それで、この地元協議会で、これからやっていかなければいけないというのが、やはり地域環境の公害防止の部分というところが非常に重要になっていますので、まずその辺のところを皆さんでご議論いただくスタートというのが、今回の会議というふうに考えております。

また、におい等につきまして、先ほども話しましたように、さらなるにおい対策をしていきたいということで、これからまでもやってきましたけれども、先ほど言ったような予算化もしたという形になりますので、常に前向きに臭気対策についてはしているところです。

A 委員 : 臭気の問題って、数年来の問題ですね。いまだに被害を受けた住民サイドと施設の管理者側と双方が臭気の問題を問題としているから新しい予算がついたわけですね。数年にわたって、そういう問題が未解決のままいるというふうな状況が、新しいごみ処理施設になっても、今のような形で行われていくとすれば、それは問題だと思っています。きちっとしかるべく双方が納得できるような解決がされていないということであるとすれば、事実そうですから、そういう状況で地元協議会が今後、問題の議論をしていくことを想定すると、それは私は地元協議会が設立された意図に沿わないと思うんです。少なくとも、そこでは問題が解決されていると。住民も理解していくと。そういうふうにならないといけませんというふうに思っています。それは十分か不十分か、いろいろ問題あります。しかし、一定の合意形成がそこでされていくということは、なければならぬ。答えたからいいんではないと思うのです。どう答えたかも、我々は知らないわけです。それも知りたいですが、地元協議会は少なくとも具体的な問題について、そういうふうに進めていただきたい。今後はそう思っていますので、意見を申し上げておきます。

F 委員 : 今のおいの問題は、ずっとこの地域で、これまで常にふじみ衛生組合に申し上げてきたことである。C委員を初めとして、地域からいろんな声が出てきている。こういう具体的な声を、これからは地元協議会で取り上げていかねば、ほんとうに地域とともにやっていこうという、ふ

じみ衛生組合の姿勢を問われると思います。

まさににおいというのは公害そのものであるわけだから、この場で取り上げて、少なくとも直近の住民の人たちだけの問題ではなくて、いわゆる地域で共有していくという、こういう姿勢がなければ、これは一体何だということにならざるを得ないと思います。

においだけではなくて、我々地域はほかにもいろんな要望をふじみ衛生組合にこれからしていくわけです。私もこれから3点ほど要望していこうと思っている。今話したことは、当然行われなければならない。それは、ほんとうにこれからある、ふじみ衛生組合そのものであると、私は、そう信じております。ふじみには、その点を特に理解していただきたいと思います。

J 委員 : におい問題、複数の委員さんがいろいろ言われていましたが、私もふじみに着任しました平成18年当時から、そのにおい問題について、最大限の努力をしてみたり、着実に消臭剤を散布する、それからオゾン脱臭装置を取りつけるなどの努力をしてきました。今般、ようやく東側と北側に、鉄骨製建物ですが、あのよう集約して、点在している施設について、あの中に収容すると。それからプラスチック類、ペットボトルもそうですが、ガラス瓶につきましては、ちょうど今このセンターになっております間に新しいラインを設けて、収容するという形ですので、長年の懸案は、これができ上がれば、解決を図れるものと確信をしています。でき上がって稼働した際には、皆様方にごらんをいただきたいというのが総務主幹としての立場ですし、におい問題について、最大限努力してきた前事務長としてのところも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

C 委員 : 今まで文書の中で個人名を挙げたことないです。だけど、4月12日の文書は個人名をずらっと挙げました。だれそれが何を言ったか。何月何日、何を発言、どうしてくれるのだと。今、J委員が言いましたよね。4年前、着任したときに、私がやりますから。4年目、まだやってないのです。どうしてくれる。勘弁してください。

そして、おかげで予算とれましたよと、そう言っておきながら、やったことは何だと思いませんか。西口から出入りを三重の扉とエアーカーテン、やりますと。これはいいでしょう、だめです。周りのぐるぐる、5

0台も回る周回路をつくって、待機駐車場化するようなこと、だめだ。

それで、私の提案は、真ん中から両方に分かれるようにした。理にかなってます。ふじみの動線は、4カ所交差がある。私は1カ所もない。現行のやり方をそのまま踏襲しているのですよ。

遮蔽してください。車を、高井戸のように遮蔽してください。井草のように上を公園にしてください。いや、それで提案がある、覚えがあるんですよ。上でもいいから、とにかく密閉してくださいよと。漏れないようにしてください。彼はレベル10の臭気が逃れる、漏れると言った。

会 長 : 簡略をお願いします。時間がありませんので。

C 委員 : だから、出るに決まっている。だから密閉してください。だから、私は密閉ですよ、密閉をふじみに提案した。でも、これはやらなかったら、地下にしてくださいよ。それでいいですね。

会 長 : はい、わかりました。問題がふくそうしておりますので。

C 委員 : 検討委員会で決まったものは、事務長といえども動かさないんですよ。東京都から来てるじゃないですか、学者がいるじゃないですか。こんなところ、だって、検討委員会で決まったら、さっき言った委員の言うとおりですよ。何も力がないんですよ。だから、そういうことではだめだ。我々近隣住民を被害に陥れないようにやりなさい、こう申し上げておきます。

会 長 : ここで会長のほうから、議事進行係としてやらせてもらいます。

まず、問題が2つあり、一つは不燃ごみのおいの問題。これは既存の施設だが、一応前任の事務長が完全にやりましたと、言っているのですが、それは皆さん同意するかどうかは別として、その内容については次回にこういうふうにやりますと、私どもも聞いているのですが、改めてもう一度お願いします。現在、建築中の不燃ごみ処理施設のおい対策を、こうしますということを、報告事項としてお願いします。

C 委員 : それだったら、私の意見も言わせてほしい。

会 長 : 進行係のことに従ってください。

2番目の問題として、C委員から指摘があった、新施設のおいの問題。これについては、6月にそういう議題があるわけです。このところできちんと議論するというので、この項目は打ち切らせてもらいます。

C 委員 : それ、おかしいよ。

会 長 : すいません。次の議題につきまして、お願いします。

4 その他

(1) 事後調査計画の要旨について

D 委員 : この事後調査計画書は、東京都の環境影響評価条例に基づき、この間、新ごみの事業に合わせて条例上の手続を踏んできました。昨年11月に評価書の縦覧を行ったところです。その評価書に基づき、工事中、工事の完了後、大きく分けて2つの事後調査について、まとめたものです。どういう形で進めていくのか、また、いつどのような内容の調査をやっていくのかというものをまとめたものが、事後調査計画書であり、それを簡略にまとめたものが、この要旨です。この事後調査計画書につきましては、ことしの3月末に東京都のほうに提出したものです。

まず、1ページ目を開きますと、左ページに目次があります。この目次の1から4までについては、先ほど言いました評価書の内容と同じものです。

この5番目の「事後調査の計画」、6ページをお開きください。ここに5として、「事後調査の計画」、ここを読みます。

事後調査の調査事項、予測した事項、調査地域及び調査の手法の概略は、表5-1、ページでいきますと右上に小さく7ページ、それから次の8ページ、小さく右上に書いてあります。8ページ、9ページにわたって、この事後調査の調査事項、それから調査地域及び調査の手法の概略ということで、この7から9ページにわたって説明しております。

事後調査の実施時期、それから事後調査の報告書、この事後調査をやった結果について、東京都に報告書を提出するというのですが、その表については、ページでいくと10ページ、右上に小さく10ページと書いてあります。その中でまとめたものです。

あわせて、事後調査において予測した事項のほかに、予測の条件の状況、環境保全のための措置の実施状況についても調査を実施していくというものです。その内容については、先ほど言いました10ページのほうで記載しています。

まず、7ページのところを見ますと、一番上に「環境要素」というのがあります。これは今回、環境影響評価書にもある調査項目として、1

1 項目選定した内容です。

次の「区分」というのが、これが「工事の施行中」、これは解体工事も含めまして実際に工事中の部分を含む。それと、「工事の完了後」。工事の完了後というのは、要するに建物ができて稼働した時期です。その区分をしています。

それから、「調査事項」としては、先ほど言いました評価書の内容をここに記載しています。

次の「調査地域」についても、これ評価書の内容と同じです。それから、一番右のところ。「調査手法の概略」ということで、どのように調査をやっていくのかということが書いてあります。それでは、また一番上の「大気汚染」、「工事の施行中」のところを見てください。ちょっと読みます。「建設機械の稼働に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度（年平均値）」です。この2項目について、次の調査地域、建設地の周辺地域の200メートルを含む地域で調査をします。

では、その調査時点は、調査の時期はいつなのかということです。23年、来年の8月から平成24年7月の期間中の4季節のうちの、おのおの1週間というふうに見ております。

それから、調査地点につきましては、建設地、この場所です。この場所というのが、着地濃度が最大になるということで、建設地の南側を予定しています。

調査の方法に基づきましては、大気汚染に係る環境基準、これは環境省から出されたものです。それから、あと二酸化窒素に係る環境基準、これも環境省から出された。それに定める方法によって測定していくというものです。

その工事中の次の項、ここにつきましては工事車両の走行に伴う浮遊粒子状物質と二酸化窒素です。ここでは、先ほど言いました建設機械のときと工事用車両のところで、ここで分かれております。

それで、この工事用車両の中での調査区域といたしましては、工事用車両の主な走行ルートに沿道というふうに見ております。

この調査の時期につきましては、平成22年8月、現に8月から工事に入っていくとなっておりますので、ことしの22年8月から23年7

月の期間中の4季節、各1週間。それから、簡易測定については4季節で各2日間見るよということですが。

それから、調査の地点です。公定法による測定については、建設地沿道。このふじみ衛生組合の地点になるかと思えます。それから、簡易測定による測定箇所については、工事車両の主な走行ルートとして6地点を考えているところです。それから、調査の方法につきましては、先ほどと同じです。

次に、「大気汚染」の中の「工事の完了後」というのが2つに分かれています。1つは、調査の事項といたしまして、「施設の稼働に伴う大気中における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の濃度」、ここで6項目を評価書の中で出しておりますので、ここでも6項目ということですが。

この調査時点、右のところを見ていただきたいのですが、調査の時点、これが当初、ごみの最大の平成31年度を予定しておりますが、ここでは25年度にも1回目の調査を行って、なおかつ最大の時点でも行っていこうというふうに考えています。

それと、調査の地点です。評価書では7地点だったものが、最大着地濃度の出現地点、予想地点の1カ所追加しております。当初7カ所だったものを、ここで1カ所、最大着地濃度地点ということで、一応1カ所増やしています。そんなようなことで、この事後調査の調査地域、調査の手法がございまして。

10ページを見ていただきたいと思えます。これが先ほどちょっと言いました事後調査実施の時期、それから事後調査の報告書、これは東京都に提出するものです。その提出する時期等があります。実線の部分が実際にやっていく部分で、あと破線の部分ですけども、これが適宜調査を実施していくというものです。

一番下を書いてあります「事後調査報告書の提出時期」と書いてございます。工事の施行中で、その1からその5まで。それから工事の完了後といたしましては、平成25年と31年ですので、その1、その2ということで、2回に分けて報告をしていくというような形で、この事後調査計画書をまとめたものです。

会 長 : いろいろ質問・意見あるかと思うが、時間も来ていますので、次回に

継続とさせていただきます。積み残しが幾つかありましたが、時間も来ました。

(2) 次回日程について

事務局 : 6月の次回の日程について、23日水曜日か25日の金曜日でご予定をお願いしたいと思います。

(日程調整)

会長 : 次回は6月23日、時間は18時30分より。会場が今までと違って旧多摩青果のところだということが先ほど説明ありましたので、ご案内はあると思うので、お含みおき願います。

G 委員 : 今の事後調査計画書は、これ協議事項でしょう。今回の協議事項なんですよ。報告事項ではないですよ。

B 委員 : いや、違います。報告事項です。その他でやっています。

G 委員 : 次回というと、もう2カ月後なので、協議事項で、このスケジュールの中で、この計画書は既に東京都に出されたということですが、こういうものこそ2月、3月に協議会にかけるときではないですか。

いわゆる公害防止に関する一番協議しなければならないことだと思う。特に大気汚染については、私どもの自治会から何度も最大着地点のところで連続評価をしてください、測定をしてくださいと、ずっと前から要望しているところです。それが平成31年と25年の2回となっている。それでは、こういう排ガスとかについて、大気汚染については連続的にやって、特にアセスで最大とされているところで連続でやって、それがどうだったのか。アセスよりよかったのか、悪かったのか、問題なかったのか、そういうデータをとらないと、評価ができない。これも6年に1回ずつ測定して、それで、この設備が問題なかったかどうかというのは証明できないと思うんですよ。連続データをとった上でないと、分からない。だから、これは公害防止協定の中に入れなきゃいけないと思っているし、協議会で議論しないで事務局が勝手に計画書を出すのはおかしい、話が後先になっている。だから、これをこういう形でオーソライズされるというのが承服できない。そこだけをはっきりと言っておきたい。

B 委員 : これは東京都の環境影響評価条例に基づく調査事項です。それとは別

に、こういった項目について何回やるのかというのは、まさしく、この地元協議会で決めるものです。条例に基づくものが一つ、これが環境影響評価条例に基づくもの。それとは別に、この地元協議会で議論して測定する項目、測定する回数、測定する場所等を決定するモニタリング、これは任意でできるもの。これについて、この地元協議会で今後やっていきます。まさしく公害防止協定の部分です。そこを誤解のないように。本日説明したのは、あくまでも条例に基づく事後調査の話です。

会 長 : これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

20時32分 散会